

無料検査事業 実施事業者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る無料検査の実施期間の延長等について (通知)

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、令和3年12月から開始した、無症状の方を対象とした新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施に率先して取り組んでいただき重ねて御礼申し上げます。

この無料検査のうち、「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、感染不安を感じる無症状の県民に対し、県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき検査受検の要請を行っている期間が実施期間となり、その期間は3月6日(日)までとなっていたところです。

今般、現在の感染状況等を踏まえ、実施期間を4月7日(木)まで延長することとしましたので、その他の変更とあわせて下記のとおりお知らせいたします。

各事業者におかれましては、引き続き無料検査への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更点

(1) 「感染拡大傾向時の一般検査事業」の実施期間延長

(変更前) 令和3年12月26日(日)～令和4年3月6日(日)

(変更後) 令和3年12月26日(日)～令和4年4月7日(木)

(2) PCR検査等において使用可能な検体の追加

今般、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」が改訂され、無症状者の鼻腔検体を用いた核酸検出検査又は抗原定量検査の取扱いが変更されました。これに伴い、国の実施要領が改正され、無料検査事業においてPCR検査等を行う場合に鼻腔ぬぐい液を用いることも可能となりました。

ただし、唾液の場合とは異なる検査資器材(スワブ、容器等)が必要となるため、実施しようとする場合には、検査を委託している衛生検査所等に確認してください。

(3) 無料検査の対象者の一部変更等に伴う検査申込書の変更

今般、県民に対する要請内容が一部変更となることに伴い、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」の対象者が変更となり、3月7日(月)から検査申込書が変更となります。

※「2. 検査方法」の欄(検査結果判明、検体の種類)は、標準的な場合を記載していますので、各事業者の実態にあわせて適宜修正して御利用ください。

※「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、すでにお伝えしているとおり、令和4年3月31日までの実施です。このため、令和4年4月1日からの検査申込書は、別途送付します。

2 送付資料

- ・検査申込書
- ・店頭掲示用ポスター（実施期間変更後）

3 参考

第57回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）